

第3回幕張海浜公園（整備）研究会 議事録（意見交換部分）

- ・開催日 平成19年3月16日（金）午後6時～8時
- ・場所 幕張テクノガーデンD棟 企業庁会議室（15階）

○ 研究会報告書（資料2）の管理運営のシステムですが、この管理運営システムを民間事業者から提案を求めるといった記述がしてありますが、これを具体的にこちらから提示したほうが良いと思って考えてきましたので、御紹介したいと思います。

これを含めて、御議論いただけるとありがたいと思います。

まず、この研究会自体が民間事業者の導入を前提として行われておりますが、この間に、いろいろな公園利用者ですとか住民の方等と話をした結果、公園であるのだから、その整備、管理運営にあたっては公共性が大切である。できれば、今後も県にお願いしたいが、どうしてもそれができないのであれば、民間事業者の協力を仰ぐのもいしかたない。ただ、公共の場であることを強く意識して参加してくれる民間事業者であって欲しいというのが皆さんの共通の理解です。

だから、公園の主役は利用者であって、その公園の整備、管理運営を行う者は、その利用者にサービスをする立場であるという本来の公園の趣旨を民間事業者の募集に当たっても絶対条件にして欲しいということが一つあります。

実際の整備、管理運営に当たっても、事業収支を重視するあまり、一般の公園利用が有料化してしまうとか、あるいは、お金を使おうとしない利用者が制約を受けるような民間整備は望ましくありません。この点が、テーマパークやレジャーランドと、この度の民間事業者による公園整備と、大きく異なる点だと思います。

現在の比較的自由な使い勝手、そうは言っても、認可等でまだまだ問題はありますが、現在の使い勝手が最低限維持され、現在抱えている問題点が改善され、さらに、利用者にとって使いやすくなる民間整備であれば応援したいと思います。そのためには、今後、民間企業の募集を行い、審査をすることになると思いますが、その際に公益性や公共の福祉を基本理念として、最優先してくれる事業者であること、その審査にあたっては、住民や利用者が参加して意見を述べたいということがあります。

ただ、審査体制をこの研究会で話し合うわけではありませんので、この思いがあるということを前提に、民間事業者の募集に対しても、その管理運営に対しても、利用者の立場からどういう条件を提示していくのかを考えた結果、ポイントが5つくらいあると思っています。

このポイントは、幕張海浜公園育てる会で、これまでの経験で得た実感と、これまで関わってきた様々な利用者の意見を踏まえて話し合った結果です。

まず、一つ目は、この公園の整備、管理運営に利用者の意向や要望を十分に反映させるため、実際に整備を行う前に、具体的には設計作業を始める前に運営協議会を設置して欲しいということです。

その協議会での議論と合意に基づいて、具体的な設計作業や整備を行う。

実際には、民間事業者が応募して来るときには、基本設計レベルの検討がすでに行われている場合が考えられますが、我々は経験上、実施設計の段階でどう造るかで、

使い勝手が大きく変わってしまうことを実感しています。

ほんの一例ですが、インラインスケートのコースを作るのにコーナーの角度がちょっと小さいだけでも曲がれなくなってしまう、事故につながる可能性があります。

台を使って飛ぶインラインスケートの競技がありますが、スケードボードでも同じ競技があります。両競技では、台の寸法が微妙に違っていて共有できません。そのような微妙なニーズにきちんと応えていくためにも、両者が話し合っただけで作ることが大切だと思います。

あとデイキャンプサイトの件ですが、他のアクティビティを楽しみながら、デイキャンプもしたいという要望が強くあります。他のフィールドとの配置関係や境界部の作り方等を含めて、利用者と事業者間で話し合えると、より効果的なものになると思います。

民間事業者からしますと、ある種、うとうしいことかもしれませんが、使いやすい公園になれば利用者が増え収益も上がるということで、民間事業者がこれに協力するメリットもあると思います。

また、整備に関わった人は、公園を非常に大切に、公園を大切にしてくれる人も増えるので、管理運営もより円滑になると思います。

二つ目のポイントですが、この公園の日常の管理運営を全面的に協議会に委ねてほしいということです。事業者には、この活動費を負担し協議会との連携窓口を設置していただきたいと思います。

三つ目は、この協議会のメンバーと役割についてですが、メンバーには、今、この公園で活動している人、あるいは、これから活動しようとしている NPO やボランティア、ベイタウンの住民、学識経験者などで構成します。また、民間事業者がテナントを募集している場合には、そのテナントさんにも参加していただきたいと思います。

事業者自身は、オブザーバーとして参加していただき協議会との円滑な連携を図っていただきたいと考えています。

協議会の体制ですが、会長は互選で選出し、事務局は参加 NPO に委託していただき、委託費用は事業者負担とします。協議会で何をやるのかということですが、主だった点を 5 点ほど整理してみました。

一つ目ですが、公園の整備や改善、円滑な管理運営に向けた利用者のニーズ把握と意見調整、合意形成。ここで行われる合意形成に基づいて、公園の細かな整備や管理運営を行っていきます。

二つ目は、新たな公園利用ボランティアの募集と、そのための登録制度の創設です。

この公園が比較的自由に使えることは、知っている人は知っているという状態ですが、それでも、ここでいろいろなことをやりたいという声は私たちのところには届いていません。そういう新しいニーズに応えるためにも、協議会が受入れ体制を整備し、担当するということです。

三つ目は、公園利用、公園の管理運営に関するルールを協議会で作成し管理していくことです。

四つ目は自主イベント行うことです。これまで幕張海浜公園育てる会が幕張海浜公園まつりを毎年やってきましたが、この企画、開催運営を協議会で行ってはどうか、ということですが。

民間事業者も様々なイベントを行っていますが、これからも増えるであろうと見込まれますので、その日程やイベントスペースの調整も協議会が行います。

そのほか、公園の利用や運営に関するさまざまな調整等を協議会が一括して行い、みんなが思い思いの夢を実現できるような公園にしていく。その中核になるのが協議会であるというイメージです。

四つ目の大きなポイントですが、協議会やボランティアの活動を円滑化して、公園全体の広がり一体感をはぐくむために、パークセンターと公園の周回路、これが公園の心臓と動脈ということになりますが、この整備を盛り込んでほしいということです。

パークセンターは、公園の管理事務所を兼ねるものですが、協議会やボランティアの活動拠点の施設として、協議会が管理運営するイメージとして考えています。

パークセンターの施設内容は、まずホール。ここでは公園案内、イベントの紹介などを行い、雨のときでも子供が遊べる開放的なホールとします。それから、事務室、集会室、作業室、倉庫、掲示板、売店ぐらいの内容があると良いと思っています。

特に、倉庫というのは、色々なボランティアが公園で活動するとき、様々な機材をその度にトラックを借りて持ち込むことになり、かなりの負担となっています。公園に預かっていただく所があるとかなり活動しやすくなるので、非常に重要な施設であると思っています。

また、周回路は、車椅子やインラインスケートでも使用できる舗装とし、歩行者空間と、自転車、インラインスケートが使用する空間とを分けて整備し、公園を一周しながら様々なアクティビティを楽しめる環境を作っていく概念で、その概念を念頭に置いた整備計画を策定していただけると、利用者サイドの使い勝手とマッチすると思います。

最後に五つ目のポイントですが、整備後に新たに発生する公園利用のニーズに対しても、誠意を持って柔軟に対応していただきたいということです。

一度整備しておしまいということではなく、最初の整備は、ある意味最小限の施設とし、その後、利用者の意見やニーズを確認しながら段階的に細かな整備を重ねていくという考え方もあると思います。すでに、利用者から色々な意見やアイデアが出ていますので、これらを実現していくという意味も踏まえて積極的に協力してほしいと思います。

どのようなアイデアが出ているかを御紹介しますと、公園内の間伐材を使ってバイオマスの利用を試みてみようという人たちがいます。最近、千葉大のある研究室が協力しても良いと言ってくれていますので、これから調整して何ができるかということを考えていきたいと思っています。

もう一つには、馬場を作って馬を買いたいという意見が出ています。これも非現実的な意見ではなくて、千葉大の馬術部のOBから、これができないかという話があり、今、検討を始めているところです。実現すれば、千葉大の馬術部の馬八頭がやってきて、公園でみんなが馬に乗れる環境が作れます。本当に実現するかどうかわかりませんが、このようなアイデアもきちんと受け止め、真剣に対応してくれる事業者に入ってきていただきたいと考えています。

私案ですが、具体的な提案として報告書に加えていただき、今後の募集や審査の段階で役立てていただきたいと思っています。

- 今、非常に具体的にここに何を持って来たほうが良いという意見がありましたが、この報告書は総論で述べられているので、具体的に記載されていません。今、4番目の管理運営システムについて述べられたと思いますが、各々の項目に具体的なものということであれば、そのほかの項目はどのようにするのですか。

- 今、神谷委員が述べられた極めて具体的なセンターの中の構成などは、設計レベルの話であって、次のレベルのことですので、ここでは、そこに入っていくための方向性を中心として、この研究会で報告できればと思います。

これを県が受け、研究会の報告を踏まえて、コンペ方式による民間事業者からの応募を受け、事業者から出されてきたものの良し悪しを判断していくことになると思います。

そして、実施設計の段階に進んでいく中で、今、神谷委員が述べられたようなことが詰められていくことになると思いますので、次のレベルの話が大分、入っていたような気がします。

もっと、しっかりした方向性や条件の問題、パークセンターのようなものが盛り込まれたほうが好ましいということはおっしゃるほうが良いかもしれませんが、そのセンターの構成の話になりますと、木は何を植えるかと同視になってしまいますので、委員皆さんの御意見もあろうかと思いますが、報告書全体の整合性を図るためにも、そのレベルで策定することでどうかと思います。

委員の皆さんの御意見は、いかがですか。

- この議論を今後、さらに何回も重ねてということであれば、神谷委員の述べられたレベルの報告書を作成するというのもいいのではないかと思います。ある一定のスケジュールの中でやることも必要なことであり、時間に余裕があるわけでもないとなりますと、ここでは大きなザクツとした整理をして報告書をまとめたほうが良いのではないかと思います。

また、神谷委員の御発言の趣旨の多くは、4番目に「公園の管理運営システムの中で、民間事業者の導入後も事業者への適切な指導や利用者意見の反映等、公園管理運営について県の一定の関与が必要である」と記載されており、その中で、県が利用者の具体的な意向を反映させるような仕掛けをつくるか、あるいはその場を設けるとか、この記載の中で読み込めると、私としては思うのですがいかがでしょうか。

- 私も、今言ったことを全て本文に入れられるとは思っておりません。本文は「具体的な提案を民間事業者に求める」という記載部分を、県の側から「具体的な条件を示す」ということにして、私が述べたようなことは、本文ではなく参考案のような形で添付しておくことも一つの方法かと考えますが、いかがでしょうか。

この研究会での細かい具体的な議論は、議事録としては残りますが、次の段階に進んだとき、どこかで流れが止まってしまうのが恐いので、きちんと紙に残して、次のステップに引き継いでいくことも必要であると思っています。

- ここで討議しましたことは、議事録には残ります。

これをコンペに持っていくことを考えますと、最初から県が具体的な案を出してしまっただけでは、それにどのくらいのお金がかかるかという話になってしまいます。

コンペは提案されてきた案を選ぶのであって、後で協議会を設置しますという案や先に協議会を作りますという案が出てくるかもしれませんが、この協議会では、先に協議会を作るほうが望ましいという提言をすることで、それをコンペの審査で高く評価すればよいのであって、コンペとは、そのような性格のものであると思います。

あるものを全て条件化してしまって、それに応募してきなさいというのでは提案型になりません。

やはり提案型とは、どんな案がありますかと、ある程度聞くものだと思います。

- その事情も考慮して、審査の段階で利用者の声が反映されるような仕組みも必要であると思います。

さきほど5つのポイントを説明しましたが、第一番目の設計の前に協議会を作るという話が最も重要だと考えています。これを民間事業者の方が重視して、これに沿った提案をしていただければ、先ほどのパークセンターの内容等を協議会の場で直接、議論する場が生まれます。そのような場を設けまないと、利用者が意図したことと、事業者がよかれと思って行ったこととがかみ合わなくなる恐れがあります。

それがかみ合わせる場を、工事を始める前にきちんと設けることが非常に重要であると思います。県がきちんとお膳立てをして、その機会を徹底することを県の方をお願いしたいと思います。

- 今、神谷委員がいろいろ述べられたことは、従来の県が何かやるときに、県民からあれやれ、これやれというような感じで受け取れるものですから、この公園を自分たちで作っていくという視点から考えますと、そのようなことも必要ですが、そのために自分たちも何をするかという、そこがないと、一方的にあれやれ、これやれという形になってしまうのではないかという気がしています。

そういう意味で、計画設計の前にそのようなことを行うことは、確かに次のステップのプラスになりますが、そのときにどこに視点を置くかによっては、単にいちゃもんを付けるだけの形になったのでは、その後が決してうまくいかないという気がします。

そのため、視点をどこに置くかが大変重要であると思います。

- 私も今の意見で思うのですが、この報告書では、1番目に「住む人、働く人、訪れる人が共に楽しめる公園づくり」と記載してあり、多様な利用者を想定した公園づくりを新都心の公園づくりの視点として方向性を求めていると思うのですが、神谷委員の御指摘は、これまで利用してきた人を想定した部分が色濃く出ており、たとえば、ビジネスで新都心に訪れた人がこの公園を楽しむという視点が含まれていないような気がします。

多様な利用者、360度に向けた公園づくりを目指すものが、神谷委員の御指摘では、それを狭められていくような印象を持ちました。

- 私たちは、民間事業者が行う収益事業の部分に口を出すつもりはありません。
ビジネスで新都心に訪れた人がこの公園で何をしたいかの部分は、当然、民間事業者が提案してくるだろうと思いますし、それに対して何の理由もなく反対することはないと思います。そこをうまくかみ合わせていくことが大切であると思っています。
その中で、見落としがちな利用者がいます。朝、散歩している人はどのような使い方をしたいのか。今のインラインスケートの人たちは、他の公園でできないから、ここに集まってきたわけであり、サークルを作ってボランティア活動にまで発展しています。
そのような人たちが、また、行き場を失わないように、その人たちの声がきちんと反映される仕組みを作ろうということです。
ですから、日常の利用者やボランティアが独占するという概念は、まったく持っていません。ほかの利用者たちのニーズ把握も、これまでも行っていますし、これからも大に行おうと思っています。
そのようなニーズを踏まえて、民間事業者と話し合いながら、今後、この公園をどのようにしていったら良いのか、どのような整備が必要なのか、どのようにルールを作っていたら良いのかを協働で考えていき、対等の立場で話し合いをしていく、そのようなイメージで考えています。
- やはり、個別の話になってしまいますとコンペが成り立ちませんので、フレームで方向性を提言するとしていただき、各論は、次のステップで論議していただくような位置づけをしていただきたいと思います。
- コンペにより事業者が決まってくると、基本設計や実施設計の段階でも、打合せを行っていくことになると思います。
したがって、細かいことを報告書に入れていく必要はないと思います。
神谷委員が述べられた中で、御確認させていただきたい点があるのですが、協議会を設置して、この公園の運営管理を全て任せてほしいと、その費用は事業者に出してほしいと、ただし、事業費を出した事業者は、オブザーバーで参加してほしいと言っておられましたが、事業者のメリットは、どこにあるのですか。
- さきほど申しました利用者のニーズの把握や利用者間の意見調整、合意形成を協議会で行うということは、事業者側からしますと、協議会がマーケティングのようなことをやってくれると捉えることができると思います。
- 神谷委員が先ほど述べられた中には、マーケティングということはありませんでしたが。
- この研究会でも、育てる会でアンケート結果を公表したように、今後も利用者のニーズについて調査し、広く皆さんに提示させていただきたいと思っています。事業者は、その情報をもとにして今後どうするかという戦略を考えられます。そのような役割

分担になるかと思っています。

- 通常、費用を出したら、それなりに資格を持って参画するというのが社会のルールのような気がします。

費用を出す事業者がオブザーバーでは、この話に乗りにくいということになり、これがコンペの条件であると言え、応募者が出てくるのかと思います。

その意味で、古川委員が言われるように、あまり細かいことまで条件提示していくと、先行きうまくいなくなるという報告書を策定していくことになると思いますので、次のステップを踏まえた提言を心がけたほうが良いのではないかと思います。

- 前回の研究会では、A、B、C案が提示され、分割する話もあったのですが、30haというまとまった土地であることからすると、一体的に整備する、一体的に管理運営もするというのをしっかりと確認しておいたほうが良いと思います。

この公園を収益事業でも使い、今まで使っていた人も使えるようにするなど、区域を分割して個別に利用されてしまいますと、この公園の質を高めるという意味では、物足りないものになるのではないかと思います。

どのような提案が民間事業者からいただけるかにもよりますが、マリスタジアムを除く一帯の地域を一体的に整備・管理運営していく仕組みを民間事業から求めることを、再度確認しておいたほうが良いと思います。

前回の事務局からの提案のときに、多少一体的に使うのではない意見がありましたので、この一帯の地域を使って、住む人、働く人、訪れる人が共に楽しめる公園であり、また、もともと幕張新都心は、世界に通用する新しいモデル都市として考えられていたような地域であることから高質な公園整備を目指すわけであり、全体を一体的に整備することを確認しておいたほうが良いと思います。

- 2番目の計画対象区域は、D・Eブロック全域を対象とすることが望ましいと広がりだけが記述してありますが、これを一体的に扱ったほうが好ましいという御意見ですが、いかがでしょうか。前回、局部的に整備して足し算していくと、最終的に何になるのかという御意見もありましたので、よろしいでしょうか。

- 今のお話で、対象区域をD・Eブロックと記述しておりますが、私が前回、事業の採算性について試算させていただきましたときに、特に重要なポイントとしまして、2,500台収容可能な駐車場を整備することを上げさせていただきました。

民間事業者が採算ベースを考えるときの大きなポイントになると考えています。

その場合、マリスタジアムの前にある駐車場は、重要な駐車場として、厳密にD・Eブロックと言いますと、その駐車場がスポッと抜けるような気がしますので、その点を確認させていただきたいと思います。

- ここでは、D・Eブロック全域を対象にと記述しておりますが、概念としましては、一つにはひとつの事業者が一体的にプランニングをしてもらう、二つ目は、古川委員の

ご指摘のとおり、マリスタジアム前の駐車場、通常Fブロック駐車場とっておりますが、概念としては含んでおりました。

なお、ご指摘のように記述が不明瞭であったと思いますので、うまくまとめあげられればと考えております。

- 様々な要望が受けられる質の高い公園を目指すわけですから、古川委員が指摘されたように、民間事業者として、収益が確実に見込める駐車場を組み込んで提案を求めたほうが良いという気がいたします。

さきほど、神谷委員が言われたように、いろいろな要望がある場所であることも考えれば、民間事業者として、ここに参入するメリットが具体的に感じられる形である必要があり、そのことによって、いろいろな要望に応じていくことが可能になっていくのではないかと考えます。

- 提案を求めることが望ましいで終わっていますが、新たに6番目で、これらを総合的に評価し選定事業者を決めることが望ましいという、民間事業選定の視点の項目があったほうが良いと思います。

- 私たちが言いつばなしで終わらないためにも、対応をあわせて提案することは、非常に意味があることだと思います。

- これらを具体的に進めるためには、やはり、これらを細かく検討する期間が必要と感じています。総論で述べていることは非常に良いことですが、先ほどの管理運営、センターみたいなこと、民間事業者と共につくっていく、さて、具体的にどのようなにするのかと考えますと、個々に検討する期間が別に必要ではないかと思えます。

- 次のステップにいきますと、この討議を踏まえて提案型の応募を行うことになると思いますが、その際に、さきほど、安井委員が言われたように、私たちが提言した点を踏まえて評価し選定していただくことになると思えます。みんなではなく、県と事業者だけでやり取りをしていたのでは、神谷委員のご希望がなかなか叶わないこととなりますので、県ではそのことをどのように考えておりますか。

- 今、ここで御提言を受けたあと、次のステップとして、私たちが求める公園の概念がコンペの応募要領の中に入り、どのような書類を提出していただくか、技術的なものを含めて提案された、いくつかのプランを、どのような視点で審査するか、そして、それにどの程度重みを付けて評価するかというところの客観的な基準を作り進めていくこととなります。

また、あわせて、それを行政内部だけで評価していいのか、これも大きな議論がありますので、どういう方々に御参加いただくかは、今後の問題ですが、当然、外部の方々にも入っていただき、公明正大な形で選んでいきたいと思っています。

その中で、さきほど、神谷委員から出ました管理運営のシステムづくりというものが

提案されてきますので、委員の皆様の御意見を参考にして、評価基準という形で作っていきたいと考えています。

- 私も、そのように進めていただくのが良いと思います。

皆さんのお考えも、それに近い御発言をいただいておりますので、ぜひ、そのような形でお願いしたいと思います。

- たくさんの民間事業者の方から様々な提案をいただくということならば、応募の際に県の考え方を明確に決めておいて、民間事業者に参加いただくことが大切であると思います。

たとえば、砂浜の管理、松林の管理など、現在でも NPO の方々にやっていただいているのではないかと思います。これらをどのような条件付けで提案を求めていくのか、また、先ほど神谷委員が言われたことなども、考え方を整理して、その条件の中で民間事業者に提案を求めることが良いと思います。

民間事業者が参加するインセンティブを想定しながら、その枠組みを決めていかなければならないのかと思います。大きな方向性は良いと思いますが、公募する際の視点や条件なども整理していくことが大切であると思います。

- 都市公園の性格上、この公園整備を民間資本は、かなりの制約を受けながら行うことになります。

先般、ザクッとであります。収支試算を示させていただきました。収支的には相当厳しいことを念頭においていただき、県として、3番目の民間事業者の負担軽減方策を示されるときには思い切った軽減策をお示しいただかないと、なかなか採算ベースに乗らず応募がないことも懸念されますので申し上げます。

- この3番目の民間事業者の負担軽減方策の中には、使用料の減免や参入しやすくする仕組みづくりの記載がされていますが、県の支援を期待することを提言に盛り込むことは必要です。

- この研究会を始めたときの前提であったと思いますが、県としては、30haを使って新たな財政支出を伴わない形で、自立的に民間事業者を導入して成り立つコンセプトはないだろうかということであったと思います。支援策として使用料を軽減するとか、範囲に駐車場を含めるとかはあると思いますが、この公園が自立的に整備され、自立的に管理運営されていくという原則は、踏み外すべきではないと思います。

また、踏み外さなくても出来るのではないかと思います。この原則をきちんと守った形でやらないと、何でもかんでも県の支援となってくると、話の方向がずれてしまうと思います。

ただ、砂浜や松林は、どうしたら良いのかなど、難しい問題が存在するのも事実ですが、今の情勢から見て、民間ができるであろうスキームで企画コンペを実施する価値はあると思います。

○ 今の費用の問題では、現状でも当然かかっているはずですが。海岸の砂浜や松林の管理にもかかっていますので、これ以上の支出を求めているわけではなく、現在支出している範囲内で、次の形で管理運営できるかということです。

現在も、松林の間伐にNPOの皆さんのお力を借りて実施するとか、いろいろなことをやっていると思いますが、これらの費用は追加の費用ではなく、これまでもあった費用ということで支援を考えていただかないといけないと思います。

○ 県としては支援となりますと、やり方の問題とその量の問題の2点があると思います。特に問題になるのが支援のやり方と、その量の問題が社会通念から見て、県民のコンセンサスが得られるかどうかを非常に大きなポイントと考えています。その落としどころがどこにあるのか、十分検討しなければならないと思っています。

また、一つのビジネスモデルとして、企業努力と社会通念上許される県の支援の中で、ビジネスが回っていくことを期待しております。企業を助けるために過大な支援をしてまで民間事業者に入っていただく必要があるのかとなりますと、県民のコンセンサスが得られるかが問題になりますので、やはり慎重に検討しなければならないと思っています。

○ 現在、管理運営の協議の場は記載されていますが、整備にあたっての協議の場が記載されていません。

利用者の意見を反映させた整備を行うための決定プロセスをどのように考えるかを民間事業者にも提案してもらおうのも、ひとつの考え方としてあるかと思っています。

○ その御意見は企画コンペを求めることと矛盾します。さきほど申し上げたのは、どのような要望があるのか、どのような条件が良いのか、コンペの実施要領の中にきちんと書き込んで、その上で民間事業者として、どう参入できるかという形になるのが企画コンペだと思います。その提案の中身で当落が決まることになるので、管理運営システムや、パークセンターのようなものを造るとかは提案の中に入れてくるかもしれませんが、大枠でいくつかの施設を造って、全体の管理運営を行い、その上で、全体の収支を合わせていくということになるので、当選が決まった後に住民との間で整備を決定するプロセスが再度入ってくるというのは、企画コンペになじまないと思います。

○ 現実的には、あらかじめ公園全体の将来構想を描いておいて、その中で第一段階として最低限の整備を行ったうえで、その後、地域の方々や利用者などのいろいろな意見を集めながら、ここでいう収益事業で得た収益を使いながら、次のステップで、目標として5年後、10年後にはこれを整備しますと一個、一個具体化していくことも、事業の一つのモデルとして提案されないとも限らないと思います。

たとえば、市街地再開発の場合には、当然そのように考えますので、段階的な整備も提案されるという前提であれば、その間の最終整備にいたるまでの決定プロセスをどのように考えているかを提案していただくことはあると思います。

そうでなくて、短期間に一気にやらなければいけないことを条件とするのか、それとも何年かをかけても構わないという条件にするのか、どちらが良いのかはわかりませんが。

○ これは応募条件の問題です。

好きにやってくださいというのか、二種類のやり方がありますので、どちらかを選んでくださいというのか、条件を提示する問題ですね。

○ 提案型の場合には、こうと決めてかからないほうが良いと思います。

プランによっては全体を一気に行う、プランによっては段階的に何年かかけて行うものもある、これは提案者の選択に委ねたほうが良いのでしょうか。

○ さきほど、神谷委員が言われたインラインスケートのカーブの角度をどうするかという議論と、30ha全体をどうするかという議論とはレベルが違うのではないかと思います。現在の利用者の要望をどのように要綱に入れるかという話は、工夫の仕方が必要であると思います。

○ 民間事業者の参入が住民や周囲の人々が望んだものと、利害が反するケースが出てくるのではないかという気がします。この場合、どのようにするのですか、さきほど言われたように、何年かたてば、参入した民間事業者が得た利益によって、その分を負担するというのは理想であって、そのようにいかない場合、住民が本当に望んだもの、利用したいと思っていたものが、参入した民間事業者の採算性に伴い受け入れられないことも出てくると思います。その場合にどのようなになるのでしょうか。

○ 民間事業者がいくら良い提案を出してきても、それが最終的にできなかった場合にどうするかという問題にもつながります。その保障をどのようにするか、難しい面があります。

提案されたものがすべてできあがった場合には、きちんとした公園になりますが、その一部ができなかった場合には、あるべき機能の一部が欠けることになります。

特に強く県民の方が望んでいたものでも、民間事業者にとって、あまり収益性がないことから後回しになり、いつの間にか造られないものになった場合など、どのように担保するか、今後、御討議していただくことになるでしょうね。

様々な御意見、御提案もいただきました、神谷委員から御指摘いただきました中には、ここで提言していくにはやや細かすぎ、次のステップでは、当然、御指摘いただいた点が話し合われるであろうということで、事務局側からも話し合われるであろうということから盛りこまない点もありましたが、このたびの提言に追加して盛り込む点は、一体的に取り扱うこと、参入を希望する民間企業者の評価にあたっては総合的に評価してほしいこと、高質な公園をつくる視点を重視することなどになりますが、いかがでしょうか。

- このような短い報告書では、表題を見ただけでも内容が分かるような表現の仕方もあるのではないかと思います。

これですと、内容をきちんと読んでくださいよと不親切な気がいたしますので、表題で全部を表現できないことはあると思いますが、副題でも結構ですので、少し中身が分かるような工夫をして欲しいと思います。

- 整備の段階での住民意見の反映について、どこにも出てこないと消えてしまう気がします。今までの議論の中で、どこにどのように入れるのが望ましいのかは結論が出ていないと思います。何らかの形で、整備にあたって利用者の意見等が反映されるよう事務局で検討していただきたいと思います。

さらに、審査に当たって利用者や県民の意見を聞くことなども、この報告書の性格上、記述できるのではないかと思います。何らかの工夫をしていただきたいと思います。

次につなげるためにそれらの表現があると良いと思います。

- 整備にあたって利用者の意見を聞くことは、コンペを行う場合に支障が出てくると思います。民間事業者から提案されたものを見てから意見を言うということは、事前にこのような視点で審査することを決めずに、提案を見てから審査基準を作成するということになりますので、審査を公平にする形ではなくなります。

神谷委員が述べられている細かい点も踏まえますと、施設の構成や段階的整備の順番、プランそのものにもこだわるという意向がありますので、4番目の管理運営システムの新都心に立地する施設との連携や地域との調和という記述とあわせて入れたほうが良いと思いますがいかがでしょうか。

- 受託後に、想定していない多額整備要請も飲まされるリスクのある「整備・管理運営システム」では民間事業者は手を上げにくいのではないかと。むしろ3番目の参入しやすくするための仕掛けづくりの中に入れ込むのでは、いかがでしょうか。記述の中に「県において実現可能な方策と民間事業者の負担や債務等を総合的に検討したうえで、公募条件として示す」とあります。民間事業者の負担とは、利用者や県民の意見を踏まえて整備していくことを指しており、その公募条件を示すことですので、負担範囲と他方での軽減措置をここに入れ込むのではいかがでしょうか。

- 整備にあたっても収益事業が主体で提案していただければ困りますよと、それが住民の意向です。したがって、収益事業であっても、その事業内容は、ここで我々が考えている望ましい公園像にふさわしい提案をしてほしいということです。

整備にあたってこのふさわしいということを考えるシステムが必要なのではないかと。4番目の管理運営システムと一緒にいかがでしょうか。

- なかなか悩ましい問題ですね。施設と管理運営システムの両方が提案されてくるわけです。たとえば、施設は0点だが、管理運営システムは満点だったとか、その逆のパターンもあり得ます。どちらを採用するか、どうやって決めるのか、すごく気になります。

- 基本的には、整備の内容がダメならダメにせざるを得ないでしょう。
- 審査にあたっては、当然、ウェイト付けが行われますので、片方が満点でも60点ということもあつたりします。施設にウェイトを置くのか、管理運営システムにウェイトを置くかによっても、結果が変わってきますので、基準をつくる作業は大変だと思います。
今、古川委員は、公募条件として示すことが望ましい点を見て、3番目に入れたほうが良いという意見です。伊藤委員は、それはコンペで提案されることが前提であるので、県民の意見を反映できる4番目に入れたほうが良いとの意見です。
3番目にいれるか、4番目に入れるかは、両委員とも事務局にお任せするということですので、どちらに入れるかは事務局にお任せしたいと思います。
- 事務局でやらせていただきます。
- 公園を良くしていくための本研究会の提言には、この公園づくりをどうするのか、公園区域の対象はどうするのか、また、整備にあたっては民間事業者が参入するわけですが、その民間事業者が参入しやすくするための仕掛けづくりを考えていかなければならないこと、また、この公園を整備、管理運営していくためには、地域の方々の意見を反映した形でやっていかなければならないこと、さらに、この公園のみならず、周辺地域のことも考えてやっていかなければならないことになると思います。
さらに、これに応募する民間事業者の評価にあたっては、総合的にやってほしいということです。
本日、事務局から示されたものは、第2回までの検討結果を踏まえたものであり、この第3回研究会で御指摘、文言の整理等ができましたので、再度、これを事務局で整理していただき、委員の方々にきちんと見ていただいた上で、最終的には研究会から提言させていただくことにしたいと思います。
事務局から何かありますか。
- 今まで委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、内容を変更することなく、文言等の整理をさせていただきますので、それを御確認いただきたいと思います。
- では、次のその他の今後のまとめ方を議題とさせていただきます。
事務局からお願いします。
- この第3回研究会を持ちまして、研究会のとりまとめをさせていただきたいと事務局のほうでは考えております。
本日いただきました御意見を報告書に入れさせていただくということで、まず、表現の方法ですが、端的にこうすべきだと表現し、その下に説明文を置いてほしいという作り方の点、次に、2番目の提言には事業区域を明確にして全体で一体的に行うことを

入れて欲しいという点、次に、管理運営に関する視点はあるものの、整備の視点を含めて入れてほしいという点、なお、入れる箇所は3番目、4番目とが上がりましたが、これは事務局のほうで、どちらかに入れさせていただく点、そして、これらを踏まえて、総合的に評価していく点を入れてほしいという点が大きな修正点です、これらのご意見を踏まえまして、報告書を修正させていただきます。

今後の日程もありますので、よろしければ、修正箇所の御確認を座長にさせていただき、その御確認をもちまして、この研究会の報告書とさせていただきます。

御確認いただきました報告書を各委員の皆様にもメールで送らせていただくという手続きでお願いできればと思います。

また、これで研究会の正式な報告書となりますが、この研究会は公開にさせていただいておりますので、研究会から千葉県に対して、正式な報告書を出していただく形をとっていただきたいとします。その出し方ですが、幕張海浜公園（海側）整備研究会として、その座長が油井様でありますので、座長油井様のお名前で千葉県あてに出していただきたいとします。

そして、千葉県は、これを正式な研究会の報告書として受け取りまして、研究会から正式な報告書を受け取ったことで公表、プレスリリースをさせていただき、この研究会を終了させていただきたいとします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

- 設置した趣旨から申しまして、きちんと我々が県に御報告しなければならないと思います。事務局ともやり取りをさせていただいた中で、提言という形でまとめなければいけないのではないかとということで、本日の資料を出していただきました。

また、最終的には公表までさせていただくということです。

それでよろしいでしょうか。

- 議事録の扱いは、どのようにされますか。

- 議事録につきましても、これまでどおり、私のほうから委員の皆様にも議事録をメールで送付させていただきまして、御確認、御修正いただいたものをまとめまして、正式な議事録として、皆様にもメールで送付させていただきます。

なお、この3回目の議事録をほしいという県民の方々には、御郵送、取りに来庁していただくような対応をとらせていただき、積極的な対応はできませんので、第1回、第2回研究会と同様な整理をさせていただきたいとします。

また、次のステップの際の参考にさせていただきたいと思っています。

特に、委員の皆様から具体的に、このような施設があるべきこと、このような施設は設置すべきではないこと、このような管理運営をすべきこと等、貴重な御意見をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

- 皆様の御了解が得られましたので、よろしくお願いいたします。

この公表のあとに、パブリックコメントを求めるような機会はあるのでしょうか。

それとも、この公表をもって、研究会の成果物として終わりでしょうか。

- 研究会としてのご提言をいただいたということを踏まえまして、次のステップで、私どもが、これをどのような形で応募要領の中に表現していくかという作業になろうかと思えます。
- 今、今後のまとめ方ということで事務局から説明がありましたが御異議がないようですので、このように進めさせていただきます。
- この報告書の行き先は、千葉県のどこになるのでしょうか。
- この報告書は、次のステップを行う公園緑地課へいきます。そして、つなげていくこととなります。
- いずれにしましても、委員が真摯に討議、検討した内容ですので、それを踏まえて御活用いただければと存じます。
これで、議事を終わらせていただきます。